

令和8年3月

太田市議会定例会議案
(議会議案)

目 次

番号	議案番号	件 名	ページ
1	議会議案第1号	アメダス(地域気象観測システム)の早期設置に関する意見書	1
2	議会議案第2号	太田市議会委員会条例の一部改正について	3

議会議案第1号

アメダス（地域気象観測システム）の早期設置に関する意見書
上記議案を太田市議会会議規則(平成17年太田市議会規則第1号)
第14条第1項の規定により提出いたします。

令和8年3月17日提出

提出者	太田市議会議員	町	田	正	行
賛成者	同	青	木	雅	浩
	同	高	野	博	善
	同	神	谷	大	輔
	同	前	田	純	也
	同	高	田		靖
	同	長		正	祐
	同	山	田	隆	史

アメダス（地域気象観測システム）の早期設置に関する意見書
近年、地球温暖化の影響等により、全国各地で猛暑日が増加し、熱
中症による健康被害、集中豪雨の発生や台風の大型化などによる自然
災害の発生リスクが高まっている。

特に太田市は、令和元年東日本台風により、多くの被害が発生した
経緯がある。

また、太田市は北関東随一の工業都市であり、さらには、農業の盛
んな地域でもあることから太陽光発電を中心としたエネルギー生成シ
ステムや農産物の生産管理等にも気象情報の把握は重要である。

このような状況の中、地域に即した正確な気象観測データの把握は、

市民の生命と財産を守る上で、極めて重要な基本となっている。

しかしながら、太田市には現在、アメダスが設置されておらず、気象情報の発表においても、近隣各市による情報が中心となっている。

このことは、市民が自らの居住地域の気象状況として情報を認識しにくく、熱中症対策や災害による被害の防止・軽減に向けた注意喚起や、産業活動における気象情報活用の面でも課題がある。

太田市にアメダスが設置され、地域に即した観測データが提供されることにより、気象情報に対する市民の関心が高まり、熱中症対策の強化や、災害発生時の早期判断・迅速な対応、さらには産業振興にもつながることが期待される。

よって、国におかれては、太田市における地域気象観測体制の充実の必要性を十分に御理解いただき、アメダスの早期設置について、特段の御配慮を賜るよう強く要望する。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年3月17日

太田市議会議長 星野一広

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

宛て

議会議案第2号

太田市議会委員会条例の一部改正について
太田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月17日提出

提案者 太田市議会議会運営委員会

委員長 高木 きよし

太田市議会委員会条例の一部を改正する条例
太田市議会委員会条例（平成17年太田市条例第258号）の一部
を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「企画部」を「おおた未来戦略部」に改め、
同号中コをサとし、ウからケまでをエからコまでとし、イの次に次の
ように加える。

ウ デジタル戦略部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。